

平成27年度第4回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日 時 平成27年11月25日(水) 午後2時00分から同4時00分
- 2 場 所 ルビノ京都堀川「松」
- 3 出席者 【委員】5名(2名欠席)
【府教委】教育企画監、学校教育課長 他
【傍聴者】なし
- 4 概 要
(事務局からの説明事項)
 - (1) 前回委員会の概要
 - (2) 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」等について
 - (3) 平成27年度第2回京都府いじめ調査について
 - (4) 平成28年度の取組について
 - (5) 「京都府教育振興プラン(中間年改訂版)」の最終案について

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」等について

- いじめられた児童生徒の相談の状況として、京都府は全国に比べて担任の先生への相談が増えている。教員の側でも、校内研修や話し合いが日常的に行われるようになっており、学校の意識が高くなっていると感じる。
- その一方で、スクールカウンセラーや保護者、家族に相談するのが、全国に比べてどの校種でも少ない。
- 京都府では、アンケート調査だけでなく、聞き取り調査をしているのが、他府県と違って担任への相談が多い要因であると考えている。スクールカウンセラーは、どちらかという、不登校の児童生徒が相談するケースが多い。
重篤な事案については保護者から訴えがあることもあるので、保護者との常日頃からの連携が大切であると考えている。
- 解消について、京都府は96%だが、低い県だと70%程度と全国で差があるが、解消に関する位置づけが違うのか。こういう場合は解消になるというような定義的なものはあるのか。京都府として解消をどのように捉えているのか。

- 解消については、文部科学省でも定義はなく、学校の判断に任せている。京都府で解消率が高いのは、いじめとして認知した事案について、次の日ぐらいには仲良くなっているような軽微なものが多いためと捉えている。経過を見て、引き続いて指導する必要があるようなケースは2段階にあげ、見逃さないようにしている。
- 他府県では、一応解消していても、時間が経過してまた再発したり、別の状況が起きるといような事例も聴くので、各学校にこういうのが解消ですよという指針等を示しても良いのかも知れない。
- 社会的圧力として、解消率に拘るがために、双方が本当の意味で納得していないのに、儀式的に仲直りして解消しましたといようなことにならないよう丁寧に対応することが必要である。
- 実態把握のための具体的な方法について、個人ノート、生活ノートというのがあるが、中学校で見ると、全国平均に比べて、京都府ではかなり低い。
- 個人ノート等を実施されている学校もあるが、それで把握することは難しいということもあり、アンケート調査を一律実施して、些細なものから、いやな思いをしたものを拾っている。その結果、アンケート調査によるものが高くなり、個人ノート等によるものは低くなっている。
- だれにも相談してないという項目が気になるが、アンケート調査との関係はどうか。
- アンケート調査の聞き取り調査を行い、そこで解決したかどうかを確認し、まだ解決していないとなれば、そこからが相談した件数となる。自分達で相談して解決した、誰にも相談せずに解決したという軽いものが多く含まれている。
- 個人ノートをやっている学校はあるが、勉強ノートの的なもので、そこに自分の生活のことを書いたりするまでの活用はされてない実態がある。
- 岩手県のケースでも、日常の指導があっただろうが、合間合間の記録として残っている生活ノートが表に出て、とても冷たい対応しかしていないように見られてしまうと、教員にとって指導しづらくなる。
- スクールカウンセラーへの相談件数が少ないことに関して、不登校を中心に対応しているとのことだが、不登校、いじめ、虐待は関連していることも多く、学校内で得た情報を出し合い、研修することも必要ではないか。

- 学校組織の中でスクールカウンセラーがどう位置付けられているか、まさに今言われているチーム学校になっているのかどうかにも関わる。いじめや対人関係で苦しんだ場合に、もっと早期に関わっていけるように、組織の一員として十分機能していく必要がある。
- スクールカウンセラー等の中には、スクールソーシャルワーカーも入ると思うが、スクールソーシャルワーカーは直接子どもに対応すると言うよりも、教員へのコンサルテーションの役割が大きいのではないか。スクールカウンセラーも含めた役割分担が議論されてもいい。
- いじめの件数に関わっては、2段階がいじめであるとの捉え方もあるが、京都府では、文部科学省との調整で、法律の条文にあわせて、いやな思いをしたもの全てをいじめとして報告しており、その結果、圧倒的に小学校が多くなっている。
- 文部科学省も再調査をしたが、京都府のやり方がリーディングケースでありモデルケースであると思う。
- 1段階から2段階に拾い上げるものが学校によってまちまちではないか。結構深刻な事例が1段階扱いされていて、後で大きな事象となって、学校の先生方が苦勞して対応されている事例も多いと感じる。
- 一番期待されているのは、いじめ認知の問題だが、アンケート等で把握した時に、どのように学校内組織で検討・対応し、手順を踏んで、出口の部分として解消できるかというパッケージで捉えることも大切である。
- 認知に関しては、本人の訴えがあれば、拾い上げるという姿勢が大切で、そういう面で京都は非常に広く拾っているが、解消の捉え方を検討しなければならないかもしれない。
- いじめか遊びかの見極めには、普段から複数の教職員で見ることが大切で、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組が大切である。子どもたちの世界はダイナミックに動くので、いじめについて、職員同士でいろいろ話し合ったり、研修等で具体のケースについて解消したかどうか検証する機会も大切である。
- 大人の社会にもいじめやセクハラ、DVとかモラハラ等がある中で、大学に進学したり社会に出る前の段階である高校の時期に、いろいろな知識を持ち、自分の人権も相手の人権も大切にすると人権感覚を養っておくことが大切である。

平成28年度の取組について

- 保護者向けのチラシは、多言語のものもあった方がよい。
- リーフレット類の活用に関する指針のようなものがあればよい。
また、これらの資料が有効に役立っているかに関わって、学校でどのように活用したかの報告や結果が示される仕組みがあればよいのではないか。スクールカウンセラーがこのチラシを活用することも考えられる。
- 校内研修での教職員用ハンドブックについても、工夫や有効な活用の方法を検討していく必要がある。例えば、グループワークやロールプレイを取り入れ、チーム学校としての対応方法を検証したり、加害側の子どもに関わって、アセスメントベースでその子がなぜ問題行動を繰り返すのか、背景に何があるのかを取り上げることも大切である。
- いじめの定義というベース的な部分からきっちり押さえた上で、チェックリストでいかに子どもたちの変化を見逃がさず、さらには具体的にいじめているのを見たらどのように対応するのかについて、文章ではなく流れでもわかるように工夫して作っている。若い教員が増えている中、初任者研修でも活用して指導してもらっている。

「京都府教育振興プラン（中間年改訂版）」の最終案について

- いじめには発達障害が関係するケースも多く、個々のケースで深い理解と個々に応じた解決のスキルという専門性が求められるので、特別支援教育の推進が盛り込まれているのはよい。
- 発達障害の中には、不適切な養育や虐待などを背景に抱えている場合も多く、そういう指摘も盛り込んで、違う視点からも対応していくのがよい。
- 単に数値目標だけを上げるのではなく、教員の日々の関わりや支援が大切。そのためには症例研究やケーススタディ、ロールプレイで、教員がスキルを上げることが求められる。